

9 国民健康保険税

(国保税の課税内容について)
 担当課：国民健康保険課 024-924-2141
 (国保税の納付や納税相談について)
 担当課：国保税収納課 024-924-2121

国民健康保険税は、負傷・疾病・出産・死亡等に対する保険給付事業と健康増進等のための保健事業に要する費用の一定部分を負担していただくための目的税で、国民健康保険被保険者に対してかかる税です。

国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国民健康保険税を納める人は、世帯主です。世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、世帯に国民健康保険に加入している人がいる場合（擬制世帯）には、原則として世帯主に国民健康保険税を納めていただきます。この場合、擬制世帯主の所得には課税されません。

税額の計算（税率等は令和5年度課税分）

国民健康保険に加入すると、所得割・均等割・平等割の3項目、それぞれについて世帯の負担額を計算して世帯主に課税します。

なお、40歳から64歳までの国保加入者については、介護納付金課税額（介護分）を一緒に納めていただくことになります。

● **税率等**（令和5年度の内容であり、令和6年度課税分より変更となる場合があります。）

| 項 目 | | 基礎課税額 (医療分) | 後期高齢者 支援金等課税額 (支援金分) | 介護納付金課税額 (介護分) |
|-------|-------------------------|----------------|----------------------------|-------------------|
| 所得割 | (前年度の所得額－控除額※) ×所得割率 | 7.3% | 2.9% | 2.2% |
| 均等割 | 加入者1人につき | 23,100円 | 8,000円 | 10,500円 |
| 平等割 | 1世帯につき | 18,400円 | 6,400円 | 5,300円 |
| 課税限度額 | | 650,000円 | 220,000円 | 170,000円 |

※控除額……430,000円(基礎控除)

● **軽減制度**（令和5年度の内容であり、令和6年度課税分より変更となる場合があります。）

世帯主と加入者の前年の所得合計額が軽減基準所得金額以下の場合、均等割・平等割については軽減され、下表のとおりとなります。

| 軽減割合 | 基準所得金額 | 項 目 | 軽 減 後 | | |
|----------|----------------------------|-----|----------------|----------------------------|-----------------------|
| | | | 基礎課税額 (医療分) | 後期高齢者 支援金等課税額 (支援金分) | 介護納付金 課税額 (介護分) |
| 7割 軽減 | 43万円+10万円× (給与所得者等の数－1) | 均等割 | 6,930円 | 2,400円 | 3,150円 |
| | | 平等割 | 5,520円 | 1,920円 | 1,590円 |

| 軽減割合 | 基準所得金額 | 項目 | 軽減後 | | |
|----------|---|-----|----------------|----------------------------|-----------------------|
| | | | 基礎課税額 (医療分) | 後期高齢者 支援金等課税額 (支援金分) | 介護納付金 課税額 (介護分) |
| 5割 軽減 | 43万円+10万円× (給与所得者等の数-1)+ (29万円×被保険者数) | 均等割 | 11,550円 | 4,000円 | 5,250円 |
| | | 平等割 | 9,200円 | 3,200円 | 2,650円 |
| 2割 軽減 | 43万円+10万円× (給与所得者等の数-1)+ (53.5万円×被保険者数) | 均等割 | 18,480円 | 6,400円 | 8,400円 |
| | | 平等割 | 14,720円 | 5,120円 | 4,240円 |

| | |
|--------------|--|
| こども均等割 軽減 | 国民健康保険に加入の未就学児(6歳に到達する日以後、最初の3月31日までにある方)の均等割が5割軽減されます。 |
| 産前産後の 軽減 | 令和6年1月から、出産又は出産予定の方の所得割及び均等割が4ヶ月分(多胎妊娠は6ヶ月分)軽減されます。 手続きが必要となりますので、詳しくは国民健康保険課までご連絡ください。 |

● 国民健康保険税の月割課税

年度の途中で国民健康保険に加入した時はその月から、脱退した時はその月の前月までの国民健康保険税が月割課税されます。世帯員の一部の人の加入や脱退についても同様に月割課税が適用されます。

国民健康保険を納めるには(納入方法)

- 普通徴収……納税通知書により年9回に分けて納めていただきます。

| 期別 | 全1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 |
|----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 納期 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |

- 特別徴収……4月から翌年2月までの年金から差し引かれます。

| 期別 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 |
|-----|----|----|----|-----|-----|----|
| 徴収月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |

国民健康保険税を滞納すると…

納期限までに国民健康保険税を納税しないと、督促状が發送されます。それでも納税されない場合は、納期限までに納めていただいた方との公平性を保つため、また、国保財政の安定性を図るため次のような措置がとられます。

- ①財産の差押等の滞納処分を行う場合があります。また、延滞金が発生している場合は、本来納めていただくべき税額とあわせて納めなければなりません。
- ②保険証の有効期限が短くなる場合があります。〔「短期被保険者証」の交付〕
- ③保険証を返還しなければならない場合があります。その場合は、「被保険者資格証明書」の交付を受け、医療費をいったん全額自己負担することになります。
- ④滞納が続くと、保険給付の全部又は一部が差し止められ、滞納している国民健康保険税に充てることとなります。

※納期限までに納めるのが難しい場合は国保税収納課に納税相談をしてください。
(電話:024-924-2121)

国民健康保険で受けられる給付

● 医療費の自己負担割合

病気やケガをしたとき病院等の窓口で支払う自己負担割合は次のとおりです。

- ① 18歳に達する年度の末日まで…0割
- ② 18歳に達する年度の末日の翌日から70歳未満…3割
- ③ 70歳以上…2割 現役並み所得者…3割
※70歳以上の方は保険証に高齢受給者証を添えて受診してください。

● **出産育児一時金** …1人につき50万円支給（ただし妊娠12週以上22週未満での分娩の場合又は、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で分娩した場合は48万8千円となります。）

● **妊婦10割給付** ……妊娠8か月以上の妊娠高血圧症候群、異常分娩等で保険診療分として医師が認めたものについては、医療機関に支払った一部負担金が申請により払い戻されます。

● **こども10割給付** …18歳以下のお子さんが、県外の医療機関を受診した場合など医療費を支払った場合、申請により払い戻されます。

● **葬祭費** ………………葬祭を行った人に5万円支給

● 療養費の支給

次のような場合、医療費はいったん全額自己負担となりますが、申請をして認められれば後から自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- ① 急病などで、やむをえず保険証を持たずに診療を受けた場合や、旅行先で病気になり国民健康保険を扱っていない医療機関等で受診したとき。
- ② 医師が治療上必要があると認めたコルセットなどの補装具を購入したとき、また、医師が必要と認めた、あんま・マッサージ・はりきゅうの施術を受けたとき。

● 高額療養費制度

月の1日から末日までの1ヶ月間に支払った自己負担金（ただし70歳未満の方がその月に同じ医療機関で21,000円以上の支払いがないときや食事代、予防接種代、歯列矯正代など計算対象外の保険外費用は除く）が自己負担限度額（別表のとおり）を超えた場合、申請により高額療養費として払い戻されます。

なお、入院など医療費が高額になることが予想される場合は、支払いを自己負担限度額までに抑える限度額適用認定証の申請をしてください。

● 高額療養費貸付制度

限度額適用認定証の交付を受けることができない場合など、高額療養費を国保から医療機関に直接支払いすることによって、窓口での支払額を軽減することができます。金額は、高額療養費相当額の9割以内で、残りの1割は、後日申請者に支給されます。

なお、入院時の食事代や保険外の費用は対象外です。

● 入院時の食事代

入院時の食事代は、他の診療にかかる費用とは別に、標準負担額（別表のとおり）が自己負担となります。

70歳未満の方

| 所得区分 | | 自己負担限度額(世帯単位) | | 限度額適用 認定証等 | 食事療養費 標準負担額 |
|---------------------|----|---------------------------------|----------|----------------------------|------------------------------------|
| 所得 ※1 | 区分 | 3回目まで | 4回目以降 ※2 | | |
| 901万円超え (未申告者含む) | ア | 252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% | 140,100円 | 「限度額適用認定証」 申請必要 | 460円 (指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等は260円) |
| 901万円以下 600万円超え | イ | 167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% | 93,000円 | | |
| 600万円以下 210万円超 | ウ | 80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% | 44,400円 | | |
| 210万円以下 | エ | 57,600円 | 44,400円 | | |
| 住民税 非課税 | オ | 35,400円 | 24,600円 | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 申請必要 | 210円 (入院日数91日以降は160円) |

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※2 過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額です。

70～74歳の方

| 所得区分 (課税所得等) | | 高齢受給者 証負担割合 | 自己負担限度額 | | 限度額適用 認定証等 | 食事療養費 標準負担額 |
|--------------------------------|-------------|----------------|--|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| | | | 個人単位(外来のみ) | 世帯単位(外来+入院) | | |
| 現役並み所得者Ⅲ 690万円以上 | | 3割 | 252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (4回目以降 ※5 140,100円) | | 「限度額適用認定証」 申請必要 | 460円 (指定難病患者等は260円) |
| 現役並み所得者Ⅱ 690万円未満 380万円以上 | | | 167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (4回目以降 ※5 93,000円) | | | |
| 現役並み所得者Ⅰ 380万円未満 145万円以上 | | | 80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (4回目以降 ※5 44,400円) | | | |
| 一般 145万円未満 (未申告者含む) | | 2割 | 18,000円 (年額14.4万円) ※6 | 57,600円 (4回目以降 ※5 44,400円) | 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 申請必要 | 210円 (入院日数91日以降は160円) |
| 住民税 非課税 | 低所得者Ⅱ ※3 | | 8,000円 | 24,600円 | | |
| | 低所得者Ⅰ ※4 | | 15,000円 | | 100円 | |

※3 住民税が非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方

※4 公的年金収入が80万円以下で、世帯主及び国保加入者全員の各所得金額がいずれも0円の方

※5 過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額です。

※6 年間(8月～翌年7月)の外来の限度額は144,000円です。一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の自己負担額の合計に適用します。(月間の高額療養費を除いた額が対象額となります。)

(注)所得区分は、診療月が1月～7月の場合は前々年の所得を、8月～12月の場合は前年の所得を基に判定します。

● 高額医療・高額介護合算制度

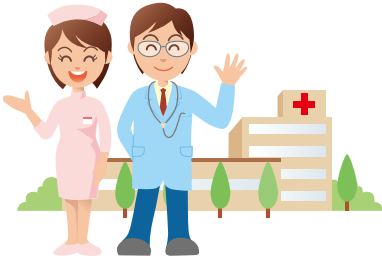
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がおり、医療保険と介護保険の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が支給されます。

● 交通事故などで医療機関にかかる場合

交通事故、他人の飼い犬にかまれたなど、第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。しかし、その賠償が遅れるときなどは、国民健康保険で治療を受けることができます。このときの費用は、国民健康保険があとから加害者に損害賠償請求を行いますので、治療を受けるときは必ず事前に国民健康保険課に連絡し、「第三者の行為による被害届」を提出してください。

● 健康診査等について

特定健康診査や特定保健指導、がん検診などは、国民健康保険からの助成がありますので、無料で受診できます。



市税に関するQ&A

病気をしなくても国保に加入しなければいけないの？

Q 私は国保に加入していますが、ほとんど病気をしたことがなく、医者にかかったことがありません。私のように医療機関を利用せず、保険証を使わない場合でも国保に加入し国民健康保険税を納めなければならないのでしょうか？

A 日本ではいざという時に安心して病院の診療を受けることができるよう、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)

国民健康保険も医療保険のひとつで、お住まいの市町村等によって運営され加入者が国民健康保険税を納めることにより支えあっています。

今、あなたが健康であっても、年齢とともに病気やケガで病院にかかる可能性は高くなります。そのような場合でも、医療費の一部を負担するだけで治療を受けられる「権利」があると同時に、国民健康保険税を納める「義務」があるのです。国民健康保険税は国保制度運営のための重要な財源ですから必ず納期内に納めましょう。

国民健康保険税を滞納すると？

Q 私は、国民健康保険税を納付しないままでしたところ、市から短期の保険証が送付されてきました。今後どうなるのですか？

A 特別の事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を納めないと有効期限の短い保険証「短期被保険者証」が交付され、更新ごとに納税相談を受けなければなりません。

さらに、納付及び納税相談に応じない場合は、被保険者の資格があることを証明するだけの「被保険者資格証明書」が交付され、かかった医療費はいったん全額自己負担となり、一部負担金相当額を除いた分については、国民健康保険課へ申請することにより払い戻しとなります。

まずは、早めに国保税収納課で納税相談を受けてください。
(電話:024-924-2121)

市税に関するQ&A

子どもが加入している国保の納税通知書が私の名前で送付されてくるのは？

Q 私は、会社に勤めており、社会保険に加入しています。子供は国保に加入していますが、私の名前で納税通知書が送付されてくるのはなぜですか？

A 国民健康保険税の納税義務者は、国保の加入者であるなしにかかわらず、原則として各世帯の世帯主となります。ただし、国民健康保険税がかかるのは加入者分のみとなります。

会社を年度途中退社し、他の町から転入したときの国民健康保険税は？

Q 私は先日、年度途中で会社を辞め、社会保険を脱退しました。同時に他の市町村から転入してきましたが、国民健康保険税はどのように課税されますか？

A 年度の途中で国保に加入した場合は、加入した月から月割計算で課税となります。

ただし、転入して国保に加入した場合、国民健康保険税を算定する基礎となる前年中の所得金額が不明のために、前住所地の市町村に問合せすることになります。したがって、所得金額がわかった後に国民健康保険税が追加されることがありますので御了承ください。

また、加入の届出が遅れた場合、国民健康保険税は遡って課税されますので、社会保険等を脱退後は速やかに届出してください。



市税に関するQ&A

会社の健康保険に加入した場合の国保の脱退手続きは？

Q 私は国保に加入していますが、最近就職し会社の健康保険に加入しました。国保の脱退手続きは必要ですか？

A 脱退手続きが必要です。届出がないと会社の健康保険に加入した状況が国保側で確認できないため、会社の健康保険に保険料を納めているにもかかわらず、国保でも課税されるなど、保険料が二重にかかった状態となります。

また、国保の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険証を使って診療を受けると、国保で負担した医療費を後で返還することにもなります。必ず届出をしましょう。

収入がない場合でも国保税はかかるの？

Q 国保に加入したところ、先日納税通知書が届きました。現在、収入がないのですがどのように算定しているのですか？

A 国民健康保険は前年中の所得等が計算の基礎になります。そのため、現在、収入がなくても前年に所得があればその所得に応じて課税されますし、前年に所得がなくても均等割・平等割等は課税されます。なお、所得に応じて保険税の軽減制度がありますので、詳しくはご相談ください。

会社から解雇され、国保に加入した場合の国民健康保険税は？

Q 会社都合で退職しましたが、国保税が安くなる制度はありますか？

A 倒産、解雇、雇い止めなどによる離職をされた方(非自発的失業者)を対象とした国民健康保険税の軽減制度があります。申請により該当する方については給与所得を30/100に減額し課税されます。